

がん診療連携拠点病院等 現況報告書

令和6年9月1日時点について記載

※チェック欄に未入力なし

1. 推薦区分

地域がん診療連携拠点病院		令和7年4月1日以降の指定更新を希望しない場合は選択してください また、その場合は推薦区分に現行の指定区分を便宜的に選択してください	✓
現行の指定区分	地域がん診療連携拠点病院		✓
特定機能病院の承認	承認なし	(承認あり/承認なし)	✓
臨床研究中核病院の承認	承認なし	(承認あり/承認なし)	✓

※推薦時点で、拠点病院等として指定を受けていない施設を推薦する場合は、G6セルで「新規指定推薦」を選択してください。

※令和7年4月1日以降の指定更新を希望しない施設においては、K5セルで「指定辞退」を選択してください。

2. 病院概要

(1)病院名（表紙シートの病院名を反映）	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院		13
よみがな	しゃかいりりょうほうじんざいだんじせんかい あいざわびょういん		14
(2)所在地等			15
郵便番号	〒390-8510		16
住所	長野県	松本市本庄2-5-1	17
よみがな	まつもとしほんじょう2-5-1		18
電話番号(代表)	0263-33-8600		19
FAX番号(代表)	0263-32-6763		20
e-mail(代表)	No email address		21
HPアドレス	https://aizawahospital.jp/		22
所属するがん医療圏	松本医療圏		23
所属する2次医療圏	松本医療圏		24
(3)病床数等			25
①病床数			26
総数	460	床	27
うち療養病床	0	床	28
うち一般病床	460	床	29
うち特別療養環境室としている病床	73	床	30
うち集中治療室(※特定集中治療室管理料を届け出ているものに限る)	0	床	31
②外来化学療法室	22	床	32
(4)職員数	総職員数(事務職員含む、常勤職員の人数)	1273 人	33
・常勤:原則として病院で定めた勤務時間の全てを勤務する者をいう。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とし、その他は非常勤とする。			34
①職種別内訳			35
※複数の資格を有する者は、主たる業務に係る職種についてのみ記載。			36
非常勤			37
※(常勤換算)			38
医師	1.5 人	147 人	39
歯科医師	0 人	1 人	40
薬剤師	0.6 人	36 人	41
保健師	0 人	0 人	42
助産師	7.6 人	24 人	43
看護師	36.6 人	453 人	44
准看護師	2.2 人	18 人	45
理学療法士	0.7 人	71 人	46
作業療法士	0.7 人	43 人	47
視能訓練士	0 人	2 人	48
言語聴覚士	0 人	15 人	49
義肢装具士	0 人	0 人	50
歯科衛生士	0 人	6 人	51
歯科技工士	0 人	0 人	52
診療放射線技師	0 人	49 人	53
臨床検査技師	1.7 人	59 人	54
衛生検査技師	0 人	0 人	55
臨床工学技士	0 人	26 人	56
管理栄養士	0.4 人	21 人	57
栄養士	0 人	0 人	58
社会福祉士	0 人	9 人	59
精神保健福祉士	0 人	0 人	60
公認心理師	0 人	3 人	61
介護福祉士	2.4 人	38 人	62
救命救急士	0 人	18 人	63
※②～④については、複数の資格を持つものは、両方にカウントする。			64
非常勤			65
※(常勤換算)			66
②医師等の専門性に関する資格名に該当する人数等について			67
一般社団法人 日本内科学会 内科専門医	0 人	0 人	68
公益社団法人 日本小児科学会 小児科専門医	0 人	4 人	69
公益社団法人 日本皮膚科学会 皮膚科専門医	0 人	0 人	70
公益社団法人 日本精神神経学会 精神科専門医	0 人	1 人	71
一般社団法人 日本外科学会 外科専門医	0 人	20 人	72
公益社団法人 日本整形外科学会 整形外科専門医	0 人	6 人	73
公益社団法人 日本産科婦人科学会 産婦人科専門医	0 人	3 人	74
公益社団法人 日本婦人科腫瘍学会 婦人科腫瘍専門医	0 人	1 人	75
公益財団法人 日本眼科学会 眼科専門医	0 人	1 人	76
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 耳鼻咽喉科専門医	0 人	1 人	77
特定非営利活動法人 日本頭頸部外科学会 頭頸部がん専門医	0 人	0 人	78
一般社団法人 日本泌尿器科学会 泌尿器科専門医	0 人	4 人	79
一般社団法人 日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡学会 泌尿器腹腔鏡技術認定医	0 人	0 人	80
一般社団法人 日本脳神経外科学会 脳神経外科専門医	0 人	8 人	81
公益社団法人 日本医学放射線学会 放射線科専門医	0.5 人	4 人	82
一般財団法人 日本インターベンショナルラジオロジー学会 IVR専門医	0 人	0 人	83
一般社団法人 日本核医学会 核医学専門医	0 人	2 人	84
一般社団法人 日本核医学会 PET核医学認定医	0.5 人	2 人	85
公益社団法人 日本麻酔科学会 麻酔科専門医	0 人	6 人	86

一般財団法人 日本ペインクリニック学会 ペインクリニック専門医	0	人	0	人	89	✓
一般社団法人 日本集中治療医学会 集中治療専門医	0	人	2	人	90	✓
一般社団法人 日本病理学会 病理専門医	0	人	2	人	91	✓
公益社団法人 日本臨床細胞学会 細胞診専門医	0	人	2	人	92	✓
一般社団法人 日本臨床検査医学会 臨床検査専門医	0	人	1	人	93	✓
一般社団法人 日本救急医学会 救急科専門医	0	人	11	人	94	✓
一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科専門医	0	人	3	人	95	✓
一般社団法人 日本形成外科学会 皮膚腫瘍外科指導専門医	0	人	0	人	96	✓
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 リハビリテーション科専門医	0	人	0	人	97	✓
一般社団法人 日本内科学会 総合内科専門医	0	人	18	人	98	✓
一般社団法人 日本消化器病学会 消化器病専門医	0	人	14	人	99	✓
一般社団法人 日本循環器学会 循環器専門医	0	人	5	人	100	✓
一般社団法人 日本呼吸器学会 呼吸器専門医	0	人	4	人	101	✓
特定非営利活動法人 日本呼吸器内視鏡学会 気管支鏡専門医	0	人	1	人	102	✓
一般社団法人 日本血液学会 血液専門医	0	人	1	人	103	✓
一般社団法人 日本造血・免疫細胞療法学会 造血細胞移植認定医	0	人	0	人	104	✓
一般社団法人 日本内分泌学会・日本糖尿病学会 内分泌代謝・糖尿病内科領域専門医	0	人	0	人	105	✓
一般社団法人 日本神経学会 神経内科専門医	0	人	2	人	106	✓
特定非営利活動法人 日本脳神経血管内治療学会 脳血管内治療専門医	0	人	1	人	107	✓
一般社団法人 日本脳卒中学会 専門医	0	人	3	人	108	✓
一般社団法人 日本腎臓学会 腎臓専門医	0	人	4	人	109	✓
一般社団法人 日本透析医学会 透析専門医	0	人	3	人	110	✓
膠原病・リウマチ内科領域専門医	0	人	0	人	111	✓
一般社団法人 日本リウマチ学会 リウマチ専門医	0	人	1	人	112	✓
一般社団法人 日本消化器外科学会 消化器外科専門医	0	人	11	人	113	✓
一般社団法人 日本消化器外科学会 消化器がん外科治療認定医	0	人	11	人	114	✓
一般社団法人 日本肝胆膵外科学会 高度技能指導医	0	人	0	人	115	✓
一般社団法人 日本肝胆膵外科学会 高度技能専門医	0	人	1	人	116	✓
一般社団法人 日本大腸肛門病学会 大腸肛門病専門医	0	人	0	人	117	✓
呼吸器外科専門医合同委員会 呼吸器外科専門医	0	人	2	人	118	✓
特定非営利活動法人 日本気管食道科学会 気管食道科専門医	0	人	1	人	119	✓
心臓血管外科専門医認定機構 心臓血管外科専門医	0	人	2	人	120	✓
一般社団法人 日本小児外科学会 小児外科専門医	0	人	2	人	121	✓
一般社団法人 日本乳癌学会 乳腺外科専門医	0	人	0	人	122	✓
一般社団法人 日本乳癌学会 乳腺専門医	0	人	4	人	123	✓
特定非営利活動法人 日本乳がん検診精度管理中央機構 検診マンモグラフィ読影認定医師	0	人	0	人	124	✓
特定非営利活動法人 日本乳がん検診精度管理中央機構 検診マンモグラフィ読影認定医師	0	人	0	人	125	✓
公益社団法人 日本医学放射線学会 放射線診断専門医	0.5	人	2	人	126	✓
公益社団法人 日本医学放射線学会 放射線治療専門医	0	人	2	人	127	✓
一般社団法人 日本アレルギー学会 アレルギー専門医	0	人	1	人	128	✓
一般社団法人 日本感染症学会 感染症専門医	0	人	0	人	129	✓
一般社団法人 日本老年医学会 老年科専門医	0	人	1	人	130	✓
公益社団法人 日本臨床腫瘍学会 腫瘍内科専門医	0	人	0	人	131	✓
一般社団法人 日本がん治療認定医機構 がん治療認定医	0	人	16	人	132	✓
特定非営利活動法人 日本臨床腫瘍学会 がん薬物療法専門医	0	人	3	人	133	✓
一般社団法人 日本内分泌外科学会 内分泌外科専門医	0	人	1	人	134	✓
一般社団法人 日本肝臓学会 肝臓専門医	0	人	2	人	135	✓
一般社団法人 日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医	0	人	10	人	136	✓
一般社団法人 日本内分泌学会 内分泌代謝科専門医	0	人	0	人	137	✓
一般社団法人 日本糖尿病学会 糖尿病専門医	0	人	4	人	138	✓
一般社団法人 日本内視鏡外科学会 呼吸器外科領域 技術認定取得者	0	人	0	人	139	✓
一般社団法人 日本内視鏡外科学会 産科婦人科領域 技術認定取得者	0	人	0	人	140	✓
一般社団法人 日本内視鏡外科学会 消化器・一般外科領域 技術認定取得者	0	人	0	人	141	✓
一般社団法人 日本内視鏡外科学会 泌尿器科領域 技術認定取得者	0	人	0	人	142	✓
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 緩和医療専門医	0	人	1	人	143	✓
一般社団法人 日本禁煙学会 認定専門指導者	0	人	0	人	144	✓
一般社団法人 日本生殖医学会 生殖医療専門医	0	人	0	人	145	✓
一般社団法人 日本がん・生殖医療学会 認定がん・生殖医療ナビゲーター	0	人	0	人	146	✓
一般社団法人 日本人類遺伝学会 臨床遺伝専門医	0	人	2	人	147	✓
一般社団法人 日本超音波医学会 超音波専門医	0	人	1	人	148	✓
公益社団法人 日本口腔外科学会 口腔外科専門医(医師)	0	人	0	人	149	✓
一般社団法人 日本病理学会 口腔病理専門医(医師)	0	人	0	人	150	✓
151						
歯科医師						
公益社団法人 日本口腔外科学会 口腔外科専門医(歯科医師)	0	人	1	人	153	✓
一般社団法人 日本病理学会 口腔病理専門医(歯科医師)	0	人	0	人	154	✓
155						
看護師(公益社団法人日本看護協会認定)						
がん看護専門看護師	0	人	1	人	157	✓
精神看護専門看護師	0	人	0	人	158	✓
地域看護専門看護師	0	人	0	人	159	✓
老人看護専門看護師	0	人	1	人	160	✓
急性・重症患者看護専門看護師	0	人	0	人	161	✓
感染症看護専門看護師	0	人	0	人	162	✓
家族支援専門看護師	0	人	0	人	163	✓
在宅看護専門看護師	0	人	0	人	164	✓
遺伝看護専門看護師	0	人	0	人	165	✓
放射線看護専門看護師	0	人	0	人	166	✓
クリティカルケア認定看護師 または 救急看護認定看護師 または 集中ケア認定看護師	0	人	1	人	167	✓
緩和ケア認定看護師 または がん性疼痛看護認定看護師	0	人	2	人	168	✓
がん薬物療法看護認定看護師 または がん化学療法看護認定看護師	0	人	0	人	169	✓
在宅ケア認定看護師 または 訪問看護認定看護師	0	人	0	人	170	✓
生殖看護認定看護師 または 不妊症看護認定看護師	0	人	0	人	171	✓
摂食嚥下障害看護認定看護師 または 摂食・嚥下障害看護認定看護師	0	人	1	人	172	✓
皮膚排泄ケア認定看護師	0	人	0	人	173	✓
感染管理認定看護師	0	人	1	人	174	✓
手術看護認定看護師	0	人	0	人	175	✓
乳癌看護認定看護師	0	人	0	人	176	✓
認知症看護認定看護師	0	人	1	人	177	✓

がん放射線療法看護認定看護師				0	人	0	人	178	✓
③その他専門的技術・知識を有する医療従事者				非常勤		常勤		179	
				※(常勤換算)				180	
一般社団法人	日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療認定薬剤師	0	人	1	人	182	✓	
一般社団法人	日本医療薬学会	がん専門薬剤師	0	人	0	人	183	✓	
一般社団法人	日本病院薬剤師会	がん薬物療法認定薬剤師	0	人	3	人	184	✓	
一般社団法人	日本緩和医療薬学会	緩和薬物療法認定薬剤師	0	人	1	人	185	✓	
特定非常勤活動法人	日本乳がん検診精度管理中央機構	検診マンモグラフィ撮影診療放射線技師	0	人	0	人	186	✓	
	放射線治療品質管理機構	放射線治療品質管理士	0	人	2	人	187	✓	
	日本放射線治療専門放射線技師認定機構	放射線治療専門放射線技師	0	人	2	人	188	✓	
一般財団法人	医学物理士認定機構	医学物理士	0	人	2	人	189	✓	
公益社団法人	日本臨床細胞学会	細胞検査士	0	人	8	人	190	✓	
一般社団法人	日本人類遺伝学会及び日本遺伝カウンセリング学会	認定遺伝カウンセラー	0	人	1	人	191	✓	
一般社団法人	日本家族性腫瘍学会	家族性腫瘍カウンセラー	0	人	0	人	192	✓	
一般社団法人	日本病態栄養学会/		0	人	1	人	193	✓	
公益社団法人	日本栄養士会	がん病態栄養専門管理栄養士							
	四病院団体協議会/医療研修推進財団	診療情報管理士	0	人	25	人	194	✓	
一般社団法人	日本生殖心理学会	がん・生殖医療専門心理士	0	人	0	人	195	✓	
④その他の従事者								196	
	診療録管理部門の職員		0.6	人	11	人	198	✓	
	公益財団法人	日本臨床心理士資格認定協会	0	人	2	人	199	✓	
	臨床試験コーディネーター		0	人	0	人	200	✓	
(5)その他								201	
①夜間(深夜も含む)救急対応の可否						可 (可/否)		202	✓
②各種委員会の設置状況								203	
	倫理審査委員会	あり	(あり/なし)	年	12	回開催(期間:令和5年1月1日～12月31日)		204	✓
	治験審査委員会	あり	(あり/なし)	年	12	回開催(期間:令和5年1月1日～12月31日)		205	✓
	医療安全委員会	あり	(あり/なし)	年	12	回開催(期間:令和5年1月1日～12月31日)		206	✓
	感染管理委員会	あり	(あり/なし)	年	12	回開催(期間:令和5年1月1日～12月31日)		207	✓
(6)患者数・診療件数の状況								208	
①患者数等(期間:令和5年1月1日～12月31日)								209	
	年間入院患者延べ数※1					11176	人	211	✓
	年間入院がん患者延べ数※2					1752	人	212	✓
	年間入院患者延べ数に占めるがん患者の割合					15.7	%	213	
	年間外来がん患者延べ数※3					40515	人	214	✓
	年間院内死亡がん患者数					115	人	215	✓
※1 例えば、同一患者が当月中に2回入院した場合は2件とする。入院した患者がその日のうちに退院あるいは死亡した場合も1日として計上する。 ※2 がん患者数等は、がんを主たる病名に確定診断されたものについて計上すること。 ※3 年間外来がん患者延べ数は、当年の新来、再来がん患者及び往診、巡回診療、健康診断、人間ドック等を行い、診療録の作成または記載の追加を行ったがん患者の延べ数を記入する。同一患者が2つ以上の診療科を受診し、それぞれの診療科で診療録の作成または記載の追加を行った場合、それぞれの外来患者として計上する。								216	
								217	
								218	
②検査等の実施状況								219	
	ア 病理診断の件数(期間:令和5年1月1日～12月31日)							220	
	病理組織診断					5416	件	221	✓
	病理細胞診断					9495	件	222	✓
	病理組織迅速組織顕微鏡検査					173	件	223	✓
(7)グループ指定について								224	
①地域がん診療病院とグループ指定を受けている。								225	
グループ指定を受けている場合、グループ指定先の医療機関名を記入すること。グループ指定を受けていない場合、「指定なし」と記入すること。なお、令和7年4月1日時点でグループ指定の組み合わせが変更される予定がある場合は、新旧両方のグループ指定先医療機関名を記入すること。						いいえ (はい/いいえ)		226	✓
						指定なし		227	✓
②がん診療連携拠点病院とグループ指定を受けている。								228	
グループ指定を受けている場合、グループ指定先の医療機関名を記入すること。グループ指定を受けていない場合、「指定なし」と記入すること。なお、令和7年4月1日時点でグループ指定の組み合わせが変更される予定がある場合は、新旧両方のグループ指定先医療機関名を記入すること。						いいえ (はい/いいえ)		229	✓
						指定なし		230	
(8)各治療の状況について								231	
手術等の状況								232	
大腸がん・肺がん・胃がん・乳がん・前立腺がん・肝胆膵がんに関する悪性腫瘍の手術件数(令和5年1月1日～12月31日)								233	
大腸がん(C18\$, C19, C20, D01.0, D01.1, D01.2)の手術件数								234	
	開腹手術 K7193, K739\$, K740\$					28	件	235	✓
	腹腔鏡下手術 K719-3, K740-2\$					91	件	236	✓
	うち、内視鏡手術用支援機器を用いるもの(ロボット支援手術)					0	件	237	✓
	内視鏡手術 K721\$, K721-4, K739-2, K739-3					43	件	238	✓
肺がん(C34\$, D02.2)の手術件数								239	
	開胸手術 K511\$, K514\$, K518\$					4	件	240	✓
	胸腔鏡下手術 K514-2\$					35	件	241	✓
	うち、内視鏡手術用支援機器を用いるもの(ロボット支援手術)					8	件	242	✓
胃がん(C16\$, D00.2)の手術件数								243	
	開腹手術 K654-2, K6552, K655-42, K6572					29	件	244	✓
	腹腔鏡下手術 K654-3\$, K655-22, K655-52, K655-23, K655-53, K657-22, K657-24, K657-23					29	件	245	✓
	うち、腹腔鏡下手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの(ロボット支援手術)) K655-23, K655-53, K657-24					15	件	246	✓
	内視鏡手術 粘膜切除術(EMR) K6531					13	件	247	✓
	内視鏡手術 粘膜下層剥離術(ESD) K6532					27	件	248	✓
乳がん(C50\$, D05\$)の手術件数								249	
	手術 K476\$					81	件	250	✓
	乳癌冷凍凝固摘出術 K475-2					0	件	251	✓
	乳腺腫瘍摘出術(生検) K474\$					0	件	252	✓
	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術 K474-3\$					62	件	253	✓
	乳房再建術(乳房切除後) 二次的に行うもの K476-32					0	件	254	✓
前立腺がん(C61)の手術件数								255	
	開腹手術 K843					1	件	256	✓
	腹腔鏡下手術 K843-2, K843-3, K843-4					59	件	257	✓
	うち、腹腔鏡下手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの(ロボット支援手術)) K843-4□					59	件	258	✓
肝臓がん(C22\$, D01.5)の手術件数								259	

	開腹手術 K695\$	4	件	260	✓
	腹腔鏡下手術 K695-2\$	1	件	261	✓
	うち、内視鏡手術用支援機器を用いるもの(ロボット支援手術)	0	件	262	✓
	マイクロ波凝固法 K697-2\$	0	件	263	✓
	ラジオ波焼灼療法 K697-3\$	8	件	264	✓
	胆のうがん(C23)の手術件数			265	
	開腹手術 K675\$	2	件	266	✓
	腹腔鏡下手術 K675-2	0	件	267	✓
	胆管がん(C240、C241、C248、C249)の手術件数			268	
	開腹手術 K677、K677-2	0	件	269	✓
	膵臓がん(C250、C251、C252、C253、C254、C257、C258、C259)の手術件数			270	
	開腹手術 K700-2、K702\$, K703\$, K704	12	件	271	✓
	腹腔鏡下手術 K700-3、K702-2\$, K703-2\$	2	件	272	✓
	うち、内視鏡手術用支援機器(ロボット支援手術)を用いて行った件数	0	件	273	✓
	放射線治療の状況			274	
	※以下、放射線治療件数に関する項目は、必ず放射線治療責任医師の確認を取って記入すること。			275	
	全てのがんを対象としたのべ患者数 (令和5年1月1日～12月31日の間に放射線治療を開始した患者数)			276	
	体外照射	461	人	277	✓
	定位照射(脳)	204	人	278	✓
	定位照射(体幹部)	39	人	279	✓
	強度変調放射線治療(IMRT)	83	人	280	✓
	粒子線治療(重粒子線、陽子線治療)	135	人	281	✓
	密封小線源治療	0	人	282	✓
	核医学治療	0	人	283	✓
	我が国に多いがんを対象としたのべ患者数 (令和5年1月1日～12月31日の間に放射線治療を開始した患者数)			284	
	※原発巣に記載してください。			285	
	肺がん	107	人	286	✓
	胃がん	8	人	287	✓
	肝がん	16	人	288	✓
	大腸がん	50	人	289	✓
	胆のう・胆管がん	2	人	290	✓
	膵臓がん	20	人	291	✓
	乳がん	75	人	292	✓
	前立腺がん	103	人	293	✓
	緩和ケアチームに対する新規診療症例の状況(重複可)(令和5年1月1日～12月31日)			294	
	身体症状の緩和を行った症例数	122	人	295	✓
	精神症状の緩和を行った症例数	15	人	296	✓
	社会的苦痛に対する緩和を行った症例数	9	人	297	✓
	自施設で実施したがんの治療に際する妊孕性温存治療の状況(令和5年1月1日～12月31日)			298	
	がんの治療に際する妊孕性温存目的で精子凍結を行った患者の人数	0	人	299	✓
	上記のうち、精巣内精子採取術(Onco-TESE)を行った患者の人数	0	人	300	✓
	がんの治療に際する妊孕性温存目的で未受精卵子の凍結保存を行った患者の人数	0	人	301	✓
	がんの治療に際する妊孕性温存目的で受精卵(胚)の凍結保存を行った患者の人数	0	人	302	✓
	がんの治療に際する妊孕性温存目的で卵巣組織の凍結保存を行った患者の人数	0	人	303	✓
				304	
	がん患者の造血管腫瘍に対する自家造血幹細胞移植を自施設で行う体制を有している。	いいえ	(はい/いいえ)	305	✓
	がん患者の造血管腫瘍に対する同種造血幹細胞移植を自施設で行う体制を有している。	いいえ	(はい/いいえ)	306	✓
	がん患者の造血管腫瘍に対するCAR-T療法を自施設で行う体制を有している。	いいえ	(はい/いいえ)	307	✓
				308	
	(9)小児がん患者への対応について			309	
	院内学級を開催している(院内学級とは、ここでは院内に設置された小・中学特別支援学級、特別支援学校を指す)。	いいえ	(はい/いいえ)	310	✓
	小児がん患者と家族が利用できる宿泊施設を院内に整備している。	いいえ	(はい/いいえ)	311	✓
	小児がん患者と家族が利用できる宿泊施設を院外に整備している。	はい	(はい/いいえ)	312	✓
	小児がん患者と家族が利用できる院外の最寄宿泊施設院から自施設までの移動時間(該当施設がない場合には0を記入)	5	分	313	✓
				314	
	(10)その他の施設について			315	
	集中治療室を設置している。	いいえ	(はい/いいえ)	316	✓
	緩和ケア病棟を有している。	いいえ	(はい/いいえ)	317	✓
	緩和ケア病棟を有する場合、別紙6に詳細を記載すること。			318	

</

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
11 指針の箇所			要件			要件区分			令和6年9月1日時点の状況			備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
105		ア	希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に都道府県協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションに対応している。			A	はい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
106		イ	小児がん患者で転院フローチャート中の患者については、小児がん拠点病院と連携する医療機関と情報を共有する体制を整備している。			A	はい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
107		ウ	各地域のがん・生体医療ネットワークに加入し、小児・AYA世代のがん患者等の好転性温存療法研究促進事業へ参加するとともに、対象とならうる患者や家族には必ず治療開始期に「情報提供している」。			A	はい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
108			患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となつて、院内または地域の生体医療に関する診療科とともに、好転性温存療法の希望がある治療後の生体医療機関に関する情報提供及び意見決定支援を行う体制を整備している。			A	はい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
109			施設において、がん・生体医療に関する意見決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めている。			A	はい				別紙13に詳細を記載してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
110		エ	診断・治療、好転性の温存、ピア・アセスメント等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設もしくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備している。			A	はい				好転性・子どもをつくるために必要な能力のこと。精子や卵子だけではなく、性機能や生殖器、内分泌機能も重要な要素である。ピア・アセスメント：医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を軽減し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
111			それらの相談に応じる多職種によるAYA世代支援チームを設置している。			C	いいえ				別紙13に詳細を記載してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
112			一般社団法人AYAがんの医療と支援のあり方研究会の開催する「AYA世代がんサポート研修会」を受けた院内の診療従事者の人数（※：AYA世代支援チームに在籍する者に限らない）。			-	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
113		オ	高齢者のがんに関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を整備している。			A	はい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
114			意思決定能力を含む倫理評価を行い、各種ガイドラインに沿った意思決定支援を行う。			A	はい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
115			高齢のがん患者に関して、必要に応じて高齢者総合機能評価を行っている。			A	はい				別紙13に詳細を記載してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
116		カ	医療機関としてのBOPを策定している。			B	はい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
117		(2) 診療従事者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
118		① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置 ※以下、常勤職員の人数を回答する項目において、非常勤職員を常勤換算して常勤職員と合算することは不可です。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
119		ア	当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師の人数			A	42				常勤・原則として病院で定めた勤務時間のすべてを勤務する者という。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とし、その他は非常勤とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
120		イ	専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			A	4				専任・専任とは当該診療の実施を専ら担当していることという。の場合において「専ら担当している」とは、その他診療を兼任しているもので差し支えないものとする。その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があることとする。専任以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
121		ウ	専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			A	4				専任・専任とは当該診療の実施を専ら担当していることという。の場合において「専ら担当している」とは、その他診療を兼任しているもので差し支えないものとする。その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があることとする。専任以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
122		エ	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			A	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
123		オ	緩和ケアチームに配置されている、専任の身体状況の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			A	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
124			緩和ケアチームに配置されている、専任の身体状況の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			C	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
125			緩和ケアチームに配置されている、専任の身体状況の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			C	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
126			緩和ケアチームに配置されている、専任の身体状況の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			C	1				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
127			緩和ケアチームに配置されている、専任の身体状況の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			C	1				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
128		カ	専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数			A	3				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
129		キ	リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数			C	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
130		(2) 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
131		ア	放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数			B	10				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
132			専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数			C	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
133			専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数			A	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
134			専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数			C	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
135			専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数			A	6				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
136			専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数			C	4				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
137		イ	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師の人数			A	6				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
138			専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師の人数			C	4				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
139			専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師の人数			A	6				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
140			専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師の人数			C	0				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
141		ウ	緩和ケアチームに配置されている、専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師の人数			A	1				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
142			緩和ケアチームに配置されている、専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師の人数			A	1				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
143		エ	緩和ケアチームに配置されている、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師の人数（他部署との兼任を可とする。）			A	1				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
144			緩和ケアチームに配置されている、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師の人数（他部署との兼任を可とする。）			C	1				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
145			緩和ケアチームに配置されている、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師の人数（他部署との兼任を可とする。）			A	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
146			緩和ケアチームに配置されている、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師の人数（他部署との兼任を可とする。）			C	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
147		オ	緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者の人数			B	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
148			緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者の人数			A	2				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
149		カ	専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する者の人数			C	8				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
150			専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する者の人数			A	6				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
151		キ	がんのリンパドレナージュに係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人数			C	23				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
152			がんのリンパドレナージュに係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人数			C	15				※一人以上の配置が必要である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
153			がんのリンパドレナージュに係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人数			C	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

11	指針の箇所	要件	要件区分	令和6年9月1日時点の状況	備考欄
330		ア 緩和ケアセンターの機能を管理・調整する。専任のジェネラルマネージャーを配置している。	-		
331		ジェネラルマネージャーは、常勤であり、かつ院内において管理的立場にある看護職である。	-		
332		当該看護職はがん看護に関する専門資格を有する者である。	-		
333		イ ア1に規定するがん看護に関する専門資格を有する者として、専任か専任に準ずる看護職を2人以上配置している。	-		
334		当該看護職はがん看護に関する専門資格を有する者である。	-		
335		（また、当該看護職はⅡの2の(2)のウに規定する看護職との兼任を可とする。）	-		
336		ウ 緩和ケアセンターの業務に協力する薬剤師を配置している。	-		
337		当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者である。	-		
338		（また、当該薬剤師はⅡの2の(2)のウに規定する薬剤師との兼任を可とする。）	-		
339		エ 専任の緩和ケアセンターにおける相談支援業務に携わる者を1人以上配置している。	-		
340		（また、当該者についてはがん相談支援センターの相談支援に携わる者との兼任および、がん相談支援センター内に当該業務に従事することとする。）	-		
341		オ ジェネラルマネージャーを中心に、歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の診療従事者が連携している。	-		
339	V 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件について		-		
340	1	特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有している。	-		別紙22に詳細を記載してください。
341		集学的治療等を提供する体制を有する。具体的ながん種について記載してください。	-		
342		集学的治療等を提供する体制を有する。具体的ながん種について記載してください。	-		
343		集学的治療等を提供する体制を有する。具体的ながん種について記載してください。	-		
344	2	Ⅱに規定する地域拠点病院の指定要件を満たしている。	-		12～290に関して、区分Aの要件に未充足がない場合に“はい”を選択してください。
345	3	緊急対応が必要な患者や合併症等発生率が高い患者に対して、拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行っている。	-		別紙23に詳細を記載してください。
346	4	特定領域におけるがん診療連携拠点病院と連携する観点から、拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うよう努めている。	-		別紙24に詳細を記載してください。
347	VI 地域がん診療病院の指定要件について				
348	1 都道府県協議会における役割				
349		各都道府県の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。			
350		その際、がん患者のニーズに応じた適切な治療を提供すること。			
351		また、がん患者のニーズに応じた適切な治療を提供すること。			
352	2 診療体制				
353	(1) 診療機能				
354	ア	がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		別紙25に詳細を記載してください。
355	イ	がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
356	ウ	がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
357		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
358		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
359		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
360		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
361		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
362		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
363		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
364		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
365		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
366		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
367		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
368		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
369		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
370		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
371		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
372		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
373		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
374		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
375		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
376		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
377		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
378		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
379		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
380		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
381		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
382		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
383		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
384		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
385		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
386		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
387		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
388		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
389		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
390		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
391		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
392		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
393		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
394		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
395		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
396		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
397		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
398		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
399		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
400		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
401		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
402		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
403		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
404		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
405		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
406		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
407		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
408		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
409		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
410		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
411		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
412		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
413		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
414		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
415		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
416		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
417		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
418		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
419		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
420		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
421		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
422		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
423		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
424		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
425		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
426		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
427		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
428		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
429		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
430		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
431		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
432		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
433		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
434		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
435		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
436		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
437		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
438		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
439		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
440		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
441		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
442		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
443		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
444		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
445		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
446		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
447		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
448		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
449		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
450		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
451		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
452		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
453		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
454		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
455		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
456		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
457		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
458		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
459		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
460		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
461		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
462		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
463		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
464		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
465		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
466		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
467		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
468		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
469		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
470		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
471		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
472		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
473		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
474		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
475		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
476		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
477		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
478		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
479		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
480		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
481		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
482		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
483		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
484		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
485		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
486		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
487		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
488		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
489		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
490		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
491		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
492		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
493		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
494		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
495		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
496		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
497		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
498		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
499		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
500		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
501		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
502		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
503		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
504		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
505		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
506		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
507		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
508		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
509		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
510		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
511		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
512		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
513		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
514		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
515		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
516		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
517		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
518		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
519		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
520		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
521		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
522		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
523		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
524		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
525		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
526		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
527		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
528		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
529		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
530		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
531		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
532		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
533		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
534		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
535		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
536		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
537		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
538		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
539		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
540		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
541		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
542		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
543		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
544		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
545		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
546		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
547		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
548		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
549		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
550		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
551		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
552		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
553		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
554		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
555		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
556		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
557		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
558		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
559		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
560		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
561		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
562		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
563		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
564		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		
565		がん患者の病状に応じた適切な治療を提供する体制を有するとともに、	-		

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

11	指針の箇所	要件	要件区分	令和6年9月1日時点の状況	備考欄
526	(5)	(3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催している。	-		
527	(6)	自施設で診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保している。	-		
528		自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講している。	-		
529		令和5年1月1日～12月31日の開催回数	-		
530		令和5年1月1日～12月31日の期間に実施した研修のうち、代表的な内容を一つ記載してください。	-		
531	(7)	院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施している。	-		
532		令和5年1月1日～12月31日の開催回数	-		
533		令和5年1月1日～12月31日の期間に実施した研修のうち、代表的な内容を一つ記載してください。	-		
534		他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施するまたは、他の施設等で実施されている研修に参加させている。	-		
535	(8)	歯科医師等による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力している。	-		
536	5	相談支援及び情報の収集提供			
537	(1)	がん相談支援センター			
538		がん相談支援センターを設置し、①、②の体制を確保した上で、グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりⅡの5の(1)の③から⑧に規定する相談支援業務を行っている。	-		
539		必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用している。	-		
540		患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるように、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備している。	-		
541		情報提供や患者相談に必要に応じてマニュアルを作成している。	-		
542	①	国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員研修を修了した専任及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置している。	-		
543		当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)から(3)を修了している。	-		別紙13に詳細を記載してください。
544	②	相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めている。	-		
545	③	院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備している。	-		別紙12に詳細を記載してください。
546	④	相談支援に關し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組んでいる。	-		別紙14に詳細を記載してください。
547		がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備している。	-		
548	ア	外来初診時から治療開始までを目標に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができ体制を整備している。	-		別紙13に具体的な取り組みを記載してください。
549	イ	治療に際した事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行っている。	-		
550	ウ	院内の早やうい場所(がん相談支援センター)について分かりやすく提示している。	-		
551	エ	地域の住民や医療・在宅介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行っている。	-		
552	オ	自施設に通院していない者からの相談にも対応している。	-		
553		がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めている。	-		
554		令和5年1月1日～12月31日の期間に、がん相談支援センターを初めて利用した者の相談件数	-		※指定された期間以前に、がん相談支援センターを利用した者の件数については、計上しないようご注意ください。
555	⑤	がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備している。	-		
556		フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有している。	-		
557	⑥	患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるように、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備している。	-		
558	⑦	がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、Ⅱの2の(4)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講している。	-		
559	⑧	がん患者及びその家族ががんの悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けている。	-		
560		その際には、一定の研修を受けたア・サポート者を活用する、もしくは十分な経験を有する専任等と連携して実施するよう努めている。	-		
561		オンライン環境でも開催できる。	-		
562	(2)	院内がん登録			
563	①	院内がん登録の実施に係る指針に則して院内がん登録を実施している。	-		別紙16に詳細を記載してください。
564	②	国立がん研究センターが実施する研修で認定を受けている、専任の院内がん登録の業務を担う者を1人以上配置している。	-		初級認定者または中級認定者の1人以上配置が必要で、
565		中級認定者の認定を受けている、専任の院内がん登録の業務を担う者の人数	-		
566		初級認定者の研修を受けている、専任の院内がん登録の業務を担う者の人数	-		
567	③	毎年、最新の登録情報や手帳を含めた情報を国立がん研究センターに提供している。	-		
568	(3)	情報提供・普及啓発			
569		Ⅱの5の(3)に定める要件を満たすこと。	-		
570	①	自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報している。	-		
571		希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報している。	-		
572		希少がんへの治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		
573		提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		
574		小児がんへの治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		
575		提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		
576		AYA世代のがんへの治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		
577		提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		
578		妊孕性温存療法を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		
579		提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		
580		がんゲノム医療への治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	A/-		
581		大規模災害や感染症の流行などにより自施設の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めている。	-		
582	②	当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報している。	-		
583		特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行っている。	-		
584	③	地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け一般向けのガイドラインの活用方法等に関する普及啓発に努めている。	-		
585		地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け一般向けのガイドラインの活用方法等に関する普及啓発に努めている。	-		
586	④	参加中の治療についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報している。	-		地域の定義としては少なくとも市民を含むこと。
587	⑤	患者に対して治療も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介している。	-		別紙17に詳細を記載してください。
588	⑥	がん教育について、当該がん医療圏における学校や地域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めている。	-		
589		なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者や十分な配慮を行っている。	-		
590	6	臨床研究及び調査研究			
591	(1)	政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力に努めている。	-		
592		これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録する。	-		別紙18に詳細を記載してください。別紙19へ記載して現況報告書を厚生労働省に提出することをもって、本要件は充足したとしてください。
593	(2)	治療を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。	-		
594		治療を含む医薬品等の臨床研究を行っている。	-		
595		臨床研究コーディネーターを配置している。	-		
596		治療を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備している。	-		
597		治療を除く医薬品等の臨床研究を行っている。	-		
598		臨床研究法に則った体制を整備している。	-		
599		実施内容の広報等に努めている。	-		
600	7	医療の質の改善の			
601	(1)	自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、継続的な改善策を講じている。	-		
602		その際にはQuality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるような工夫をしている。	-		
603	(2)	医療法等に基づく医療安全にかかわる適切な体制を確保している。	-		別紙20に詳細を記載してください。
604		日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けている。	-		別紙20に詳細を記載してください。日本医療機能評価機構に加え、JCI、ISO9001の認定も該当する。
605		第三者の名称	-		
606		直近で評価を受けたタイミング(YYYY/MM、例:2023/09)	-		

様式4(機能別)の該当指定要件のAのうち満たしていない項目について

記載の有無: 入力済／未入力あり／不要

不要

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

※様式4(機能別)の該当指定要件のAのうち満たしていない項目について、満たしていない項目とその理由と今後の見直し等について具体的に記載してください。
※通し番号については、様式4(機能別)シートのA列(左端)の番号を記入してください。
※令和6年9月2日以降に、要件の充足状況に変動があった場合には、別途、都道府県を通じて文書で厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課へ届け出てください。
※右上について、最初は「不要」と表示されます。様式4(機能別)を入力後に、上部にある「様式4(機能別)シート」の入力後、クリックしてください。ボタンを押下ください。未充足要件が抽出されます。

通し番号	令和6年9月1日時点で満たしていない要件 (通し番号を入力すれば、自動入力されます。)	現状の説明	充足見込み時期
例 120	専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	令和6年9月1日時点では専任の医師は配置できていない(兼任で配置している)。	令和7年3月1日段階での整備を行う予定である。
例 176	放射線治療のべ患者数 (基準: 年間200人以上、期間: 令和5年1月1日～12月31日)	令和5年〇月〇日～令和5年〇月〇日までの期間、放射線治療機器の入れ替えを行ったため同期間の治療ができなかった。令和5年〇月〇日以降は通常通りの治療を行っている。また、直近1年間の治療実績は〇件であった。	令和6年は基準の治療数を達成できる見込み。
例 278	治験を除く医薬品等の臨床研究を行っている。	日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていない。	令和7年1月に日本医療機能評価機構の第三者評価を受審予定である。
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

専門とするがんの診療状況

記載の有無：入力済／未入力あり

入力済

病院名：社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間：令和5年1月1日～12月31日

我が国に多いがん、希少がんを含むそれ以外のがんの各がん種において、

■診断および初発例に対する各治療、再発例への治療について自施設で専門レベルを専門：◎、対応可：○、他施設へ紹介：△で記入してください。

・専門（◎）：当該がんを専門とする医師がおり、周囲の施設から患者を積極的に集めている

・対応可（○）：積極的に患者を集めるわけではないが受診された患者は自施設で標準的な対応（診断・治療）が可能である

・他施設へ紹介（△）：他の施設に紹介することで対応している

■診断あるいはいずれかの治療について、「専門◎」あるいは「対応可○」と記載した場合は、2022年、2023年の治療開始数（院内がん登録の、症例区分20、21、30）を、

国立がん研究センターにおいて計算し提供しますので記入不要です。その際には、より詳細な区分で集計します。

■備考には、手術・放射線・薬物療法以外で行っている治療や特に当該がん種に関する窓口などがあれば、記載して下さい。

■「臨床試験の実績の有無」については、過去5年間の臨床試験の参加実績の有無についてご記入ください（有・無）。

■特に明記されていないところは、各臓器でリンパ腫を除く各部位のがんについてお答えください。

■通常初回治療として行われない治療については、記入不要です（グレー背景）。それ以外は全てご回答ください。

注1 専門（◎）：当該がんを特に専門とする医師がおり、周囲の施設から患者を積極的に集めている

対応可（○）：積極的に患者を集めるわけではないが受診された患者は自施設で標準的な対応（診断・治療）が可能である

他施設へ紹介（△）：他の施設に紹介することで対応している

注2 臨床試験＝治療であればⅠ～Ⅲ相いずれでもよい。

成人（15歳以上）	！記載必須 専門◎／対応可○／他施設へ紹介△（注1）					！どこかに専門／対応可としたときは公開			備考 公開の窓口・特記事項など
	診断 （生検等）	初発例への治療				臨床試験（注2） の実績の有無	治療開始数		担当診療科 （複数記載可）
		手術	放射線	薬物療法	再発例 への治療		2022年	2023年	
脳腫瘍（リンパ腫以外）	◎	◎	◎	△	◎	無	（良悪性を別に集計表示）		脳神経外科
脳腫瘍（リンパ腫）	◎	◎	◎	△	◎	無			脳神経外科
脊髄腫瘍	◎	◎	◎	△	◎	無			脊椎脊髄センター
眼腫瘍（眼瞼以外）	△	△	◎	△	◎	無			耳鼻咽喉科
鼻腔・副鼻腔がん	◎	△	◎	△	◎	無			耳鼻咽喉科
口腔がん	◎	△	△	△	△	無			耳鼻咽喉科
咽頭がん（上・中・下）	◎	△	△	△	△	無	（上・中・下咽頭を別に集計表示）		耳鼻咽喉科
喉頭がん	◎	◎	◎	△	◎	無			耳鼻咽喉科
唾液腺がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			耳鼻咽喉科
外耳道がん	◎	◎	◎	△	◎	無			耳鼻咽喉科
頭頸部肉腫	◎	◎	◎	△	◎	無			耳鼻咽喉科
甲状腺がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			乳癌・甲状腺外科
乳がん	◎	◎	◎	◎	◎	有			乳癌・甲状腺外科
気管がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			呼吸器外科
非小細胞肺癌がん	◎	◎	◎	◎	◎	有			呼吸器外科
小細胞肺癌がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			呼吸器外科
胸腺がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			呼吸器外科
胸腺腫	◎	◎	◎	◎	◎	無			呼吸器外科
縦隔胚細胞腫瘍	◎	◎	◎	◎	◎	無			呼吸器外科
縦隔腫瘍（上記以外の腫瘍）	◎	◎	◎	◎	◎	無			呼吸器外科
中皮腫（胸膜）	◎	◎	◎	◎	◎	無			呼吸器外科
中皮腫（腹膜）	◎	◎	◎	◎	◎	無			消化器外科
食道がん	◎	◎	◎	◎	◎	有			消化器外科
胃がん	◎	◎	◎	◎	◎	有			消化器外科
小腸がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			消化器外科
大腸がん（結腸・直腸）	◎	◎	◎	◎	◎	有			消化器外科
肛門・肛門管がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			消化器外科
消化管間質性腫瘍（GIST）	◎	◎	◎	◎	◎	無			消化器外科
消化管の神経内分泌腫瘍（NET／NEC）	◎	◎	◎	◎	◎	無	（NET、NECは別に集計表示）		消化器外科
肝臓がん	◎	◎	◎	◎	◎	有			肝胆膵外科
胆のう・胆管がん	◎	◎	◎	◎	◎	有	（肝内、肝外を別に集計表示）		肝胆膵外科
膵臓がん（NET／NEC以外）	◎	◎	◎	◎	◎	無			肝胆膵外科
膵臓の神経内分泌腫瘍（NET／NEC）	◎	◎	◎	◎	◎	無	（NET、NECは別に集計表示）		肝胆膵外科
腹膜後膵液腫（他のがんの腹膜後腫瘍を除く）	◎	◎	◎	△	△	無			外科
デスメイト腫瘍	◎	◎	◎	△	△	無			外科
後腹膜肉腫	◎	◎	◎	△	△	無			外科
腎がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			泌尿器科
褐色細胞腫・傍神経節腫瘍（頭頸部以外）	◎	◎	△	◎	◎	無			泌尿器科
副腎皮質がん	◎	◎	◎	◎	◎	無			泌尿器科
腎盂尿管がん・膀胱がん	◎	◎	◎	◎	◎	無	（腎盂・尿管・膀胱は別に集計表示）		泌尿器科
精巣腫瘍	◎	◎	◎	◎	◎	無			泌尿器科
前立腺がん	◎	◎	◎	◎	◎	有			泌尿器科
子宮頸がん（上皮性）	◎	◎	△	△	△	無			産婦人科
子宮体がん（上皮性）（子宮がん肉腫を含む）	△	△	△	△	△	無			
子宮肉腫	△	△	◎	△	△	無			
卵巣がん、卵管がん、腹膜がん（上皮性）	△	△	△	△	△	無			
卵巣嚢腫胚細胞腫瘍	△	△	△	△	△	無			
外陰がん	△	△	◎	△	△	無			
四肢・表在体幹の悪性軟部腫瘍	△	△	◎	△	◎	無			放射線治療科
四肢の悪性骨腫瘍	△	△	◎	△	◎	無			放射線治療科
骨髄・骨髄の悪性骨腫瘍	△	△	◎	△	◎	無			放射線治療科
皮膚の悪性黒色腫	△	△	◎	△	△	無			放射線治療科
皮膚がん（悪性黒色腫以外）	◎	◎	△	△	△	無			形成外科
悪性リンパ腫	△	△	△	△	△	無			
急性白血病（骨髄性、リンパ性）	△	△	△	△	△	無			
慢性白血病（骨髄性、リンパ性）	△	△	△	△	△	無			
多発性骨髄腫	△	△	△	△	△	無			
原発不明がん	◎	◎	◎	◎	◎	無	化学療法科		備考
小児（15歳未満）	診断 （生検等）	初発例への治療				臨床試験の実績の有無	治療開始数		担当診療科 （複数記載可）
		手術	放射線	薬物療法	再発例 への治療		2022年	2023年	
小児脳腫瘍	△	△	◎	△	◎	有			放射線治療科
小児眼腫瘍	△	△	◎	△	◎	無			放射線治療科
小児悪性骨軟部腫瘍	△	△	◎	△	◎	有			放射線治療科
小児造血器腫瘍	△	△	◎	△	◎	無			放射線治療科
小児固形腫瘍（脳・目・骨軟部以外）	△	△	◎	△	◎	無			放射線治療科

我が国に多いがんに対して、自施設で対応しない診療内容

記載の有無:入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

我が国に多いがんに対して、下の表に状況を記載してください。

我が国に多いがん	自施設で対応している診療内容について"○"を、 自施設で対応しない診療内容について"×"を入力してください。			自施設で対応していない診療内容についての連携先 (施設名・診療内容)
	手術療法	薬物療法	放射線療法	
(例) 膵臓がん	×	○	×	手術を要する膵臓がん患者は、連携する××病院に紹介している。 手術後の薬物療法については、自施設で対応している。
大腸がん	○	○	○	
肺がん	○	○	○	
胃がん	○	○	○	
乳がん	○	○	○	
前立腺がん	○	○	○	
肝がん	○	○	○	
胆のう・胆管がん	○	○	○	
膵臓がん	○	○	○	

カンファレンスについて

記載の有無: 入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

※この別紙は任意記載です。整備指針Ⅱの2の(1)の①のウ及びⅥの2の(1)の①のオに定めるカンファレンスのうち、ivについて記載してください。
なお、記載がない場合は、「記載なし」と記入してください。

ivのカンファレンスについて、検討している症例・テーマ・参加する職種等について自由記載してください。
定期的な開催が現状難しい場合には、その理由を記載してください。

『相澤病院臨床倫理コンサルテーションチーム』を組織し、医療・ケアに関わる倫理的な問題について検討・支援する体制をとっている。チームは多職種(医師、看護師、社会福祉士、薬剤師、公認心理士、理学療法士、医療安全管理者)で構成され、下記に示す倫理的な問題を取り扱う。

- ・患者の意向と医療従事者の意向が一致しない事例
- ・患者が意思決定できない/できるか疑わしい事例
- ・家族の意向と医療従事者の意向が一致しない事例
- ・医療・ケアチームのメンバー間で意見が一致しない事例
- ・患者との合意内容が社会的通念や法律と抵触する懸念がある事例 ほか

緩和ケア外来の状況

記載の有無: 入力済 / 未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

1	緩和ケア外来が設定されている（はい／いいえ）			はい
2	緩和ケア外来の名称		緩和ケア外来	
3	担当診療科名		緩和ケア科	
4	緩和ケア外来の頻度（〇回／週）		5回／週	
5	主な診療内容・特色・アピールポイント		がん集学治療センター内にあり、化学療法科、腫瘍精神科、腫瘍循環器科、放射線治療科などの医師との相談も可能である。必要に応じて看護師以外に薬剤師や公認心理士も介入する。 がん在宅診療科を兼務し、在宅での診療（往診・訪問診療）にも力を入れている。	
6	緩和ケア外来の説明が掲載されているページの見出しとアドレス	見出し	緩和ケア科	
	※アドレスは、手入力せずにホームページからコピーしてください	アドレス	https://aizawahospital.jp/palliative_care/	
7	他施設でがんの診療を受けている、または、診療を受けていた患者さんを受け入れている（はい／いいえ）			はい
8	■地域の患者さんやご家族向けの問い合わせ窓口が設定されている（はい／いいえ）			はい
	窓口の名称		がん集学治療センター緩和ケア科	
	電話番号		0263-33-8600	(内線) 3693 / 3758
9	■地域の医療機関向けの問い合わせ窓口が設定されている（はい／いいえ）			はい
	窓口の名称		がん集学治療センター緩和ケア科	
	電話番号		0263-33-8600	(内線) 3693 / 3758
	祝祭日、年末年始以外の休み（創立記念日など）			なし
10	緩和ケア外来の状況 期間: 令和5年1月1日～12月31日		以下については、 <u>自施設でがん診療を受けている患者</u> について記載してください。	
			緩和ケア外来患者の年間新規診療患者数	78 人
			緩和ケア外来患者の年間受診患者のべ数	912 人
			以下については、 <u>緩和ケア外来受診まで自施設でがん診療を受けていなかった患者</u> について記載してください。	
			地域の医療機関からの年間新規紹介患者数	1 人
			地域の医療機関からの年間受診患者のべ数	6 人

緩和ケア病棟の状況

記載の有無: 入力済 / 未入力あり 入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

※緩和ケア病棟が設定されている場合に限り、「2」以降を記載してください。

1	緩和ケア病棟を有している	病棟がありません			
2	緩和ケア病棟入院料の届出・受理				
3	緩和ケア病棟の形式				
4	緩和ケア病棟の病床数		床		
	緩和ケア病棟に入院した患者の申し込みから入院するまでの平均待機期間			日	
5	緩和ケア病棟の年間新入院患者数(令和5年1月1日～12月31日)			人	
	緩和ケア病棟の年間死亡患者数(令和5年1月1日～12月31日)			人	
6	緩和ケア病棟の説明が掲載されているページの見出しとアドレス ※アドレスは、手入力せずにホームページからコピーしてください。	見出し			
		アドレス			
7	緩和ケア病棟を担当するスタッフの職種・人数(人) ※常勤・非常勤、専従・専任・兼任などに関わらず、緩和ケア病棟の診療に携わっているスタッフについて記載してください。	(例) 医師	2	(例) 精神保健福祉士	1
8	■地域の患者さんやご家族向けの問い合わせ窓口が設定されている(はい/いいえ)				
	窓口の名称				
	電話番号		(内線)		
	問い合わせ窓口について掲載しているホームページ	見出し			
アドレス					
9	■地域の医療機関向けの問い合わせ窓口が設定されている(はい/いいえ)				
	窓口の名称				
	電話番号		(内線)		
	問い合わせ窓口について掲載しているホームページ	見出し			
アドレス					
10	緩和ケア病棟の設備	例: 家族用キッチン、家族室、談話室、ランドリー、デイルーム(食事や面会者との談話、ボランティアによるティーサービスがある)、特殊入浴室			
11	訪問看護ケアの有無	例: 自施設で実施している、同一医療法人の施設で実施している、連携している訪問看護ケアステーションを紹介している、など			

地域緩和ケア連携体制

記載の有無:入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時点: 令和6年9月1日時点

【緩和ケアに関する地域連携を推進するために、地域の施設が開催する多職種連携カンファレンスに参加した年間回数】

令和5年1月1日～12月31日 自施設が主催したもの(※共催を含む)

6

回

地域内の他施設が主催したもの

1

回

注1) 多職種連携カンファレンスとは「地域全体の医療を推進するため地域医療を支える多施設かつ多職種の連携強化と顔の見える関係づくりを目的として、緩和ケアに関わる多職種の医療・介護従事者等が一堂に会する場」とする。

注2) 患者の退院支援カンファレンス等、患者個人の情報共有のために開催したカンファレンスは含まない。

【緊急緩和ケア病棟について(都道府県がん診療連携拠点病院のみ)】

・緊急緩和ケア病床数

床

・緊急緩和ケア病床の入院患者数(令和5年1月1日～12月31日)

人

【がんの難治性疼痛に対する神経ブロックについて】

・がんの難治性疼痛に対する神経ブロックについて、自施設で実施している。

はい

・がんの難治性疼痛に対する神経ブロックの提供実施延べ人数(令和5年1月1日～12月31日)

0

人

【自施設で実施できない場合には、連携している医療機関名等、がんの難治性疼痛に対する神経ブロックの提供における連携協力体制を記入】

難治性疼痛に対する一部の神経ブロックについては自院で実施。自院でできない神経ブロックについては患者さん希望等を確認し、信州大学医学部附属病院や近隣のペインクリニックに紹介する体制を取っている。

緩和ケアチームのメンバーと活動

記載の有無:入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

期間: 令和6年9月1日時点

緩和ケアチームのメンバーについて記載してください。

注) 常勤とは、原則として病院で定めた勤務時間の全てを勤務する者をいう。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、

医師以外の診療従事者について(複数の資格を有する者は、主たる業務に係る職種についてのみ記載)

	職種	常勤 /非常勤	専門資格(取得している場合)
例	管理栄養士	常勤	がん病態栄養専門管理栄養士
1	看護師	常勤	緩和ケア認定看護師
2	看護師	常勤	緩和ケア認定看護師
3	看護師	常勤	
4	薬剤師	常勤	緩和薬物療法認定薬剤師
5	社会福祉士	常勤	公認心理士
6	社会福祉士	常勤	精神保健福祉士
7	管理栄養士	常勤	がん病態栄養専門管理栄養士
8	管理栄養士	常勤	がん病態栄養専門管理栄養士
9	管理栄養士	常勤	がん病態栄養専門管理栄養士
10	公認心理士	常勤	
11	公認心理士	常勤	
12	作業療法士	常勤	
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

緩和ケアチームの活動頻度について記載してください。(〇回／週(もしくは月、年)となるように入力してください。)

病棟ラウンドの頻度	5	回／週
カンファレンスの頻度	1	回／週

緩和ケアチームの活動内容について記載してください。

定期的な病棟ラウンド及びカンファレンスによる、依頼を受けていないがん患者も含めた苦痛の把握、適切な症状緩和に関する助言や指導等の方法や内容を記載してください。

入院時スクリーニングを実施し、がん患者さんの苦痛の程度に応じて主治医と相談し、緩和ケア支援チームにてカンファレンスにかけ、介入をその都度検討する。

緩和ケアチームの看護師による、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟における看護業務の支援・強化の内容について記載してください。(記載例:看護師を含む院内の全スタッフに対する苦痛の把握や専門的緩和ケアに関する研修会を実施。病棟ラウンド時に各病棟の看護師に対し、苦痛の把握について指導。)

看護師を含む院内スタッフに緩和ケアに関する基本的な知識の修得のため定期的に研修会を実施している。また、緩和ケアチームの回診時に、緩和ケアに関する問題や困難症例を共有し、ケアの改善に繋げている。

患者及び家族が利用可能なインターネット環境

記載の有無: 入力済／未入力あり **入力済**

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

1	入院患者とその家族が病室で利用できるインターネット環境がある。	はい	(はい／いいえ)
	(上記が”はい”の場合に回答してください) 上記は無料で利用できる。	はい	(はい／いいえ)
	(1が”はい”の場合に回答してください) インターネット環境が医療機器等に干渉しないよう、各種のガイドラインを参照している。	はい	(はい／いいえ)
2	2が”はい”の場合に、参考としたガイドライン名を以下の欄に記入してください。		
	・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省) ・無線LANを安心して利用するための手引書(総務省) ・医療機関において 安心・安全に電波を利用するための手引き(改定版)(電波環境協議会)		

がん患者の特性に応じた支援

記載の有無: 入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

1	自施設でAYA世代のがん患者の支援を行っている	はい	(はい／いいえ)
	「はい」の場合は、自施設で行うことができる支援の内容を記載してください。		
	(例) AYA世代のがん患者の就労支援として月に●回の頻度で社労士の訪問を受けている。		
	(世代問わず)がん患者の就労支援として月に1回の頻度で社会保険労務士の無料相談会を開催している。 新たに就職を希望される方へは、ハローワーク長期療養就労支援相談窓口相談員と連携を図り支援をしている。		
2	自施設でAYA世代のがん患者に関する支援が行えない場合は、患者を紹介する等、AYA世代の支援で連携する施設名を記載してください。		
	自施設のAYA世代の患者支援は施設内にて支援が可能。妊孕性温存に関しては生殖医療機関へ紹介する。		
3	多職種からなるAYA支援チームを設置している。	いいえ	(はい／いいえ)
	「はい」の場合は、AYA支援チーム構成員の職種を記載してください。		
4	自施設で、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の育成・配置を行っている	はい	(はい／いいえ)
	「はい」の場合は、意思決定支援を行うことができる診療従事者の育成に関する取組状況を記載してください。		
5	乳腺外科医師及びがん相談支援センターがん専門相談員は、妊孕性に関わる研修(院外)や学術集会等へ参加し、知識の維持向上を図っている。		
	がん患者の妊孕性の温存に関する支援について、自施設もしくは連携施設への紹介で実施している場合に内容を記載してください。		
6	乳腺外科医師、がん相談支援センターにて妊孕性温存を希望される方、悩まれている方の意思決定支援が可能。温存を希望された方は、乳腺外科医師より生殖医療施設へ紹介される。		
	がん患者の就学に関する支援について自施設もしくは連携施設への紹介で実施している場合に内容を記載してください。		
7	当院は通院治療に対応しており、就学に関する相談は主たる治療施設にて行われている。ご不安を伺った際は、治療施設へ申し送ることは可能である。		
	がん患者の就業に関する支援について自施設もしくは連携施設への紹介で実施している場合に内容を記載してください。		
8	毎月1回、社会保険労務士による個別相談会を開催している。その他、傷病手当の申請に関するご相談や任意継続に関する情報提供を実施。相談者の希望に沿い、産業保健総合支援センターによる治療と仕事の両立支援無料相談会を随時開催している。		
	がん患者のアピアランスケアに関する支援について自施設もしくは連携施設への紹介で実施している場合に内容を記載してください。		
9	薬物療法を受ける		
	院内がん相談支援センターにて支援が可能。脱毛ケア(頭皮、眉毛など)、ウィッグの試着・紹介・購入調整、爪のケア、メイク、下着に関する情報提供、人工乳房、人工乳頭などの試着・情報提供、スキンケアに関する情報提供、などを行っている。		
10	高齢のがん患者に関して、高齢者機能評価の実施状況や、評価を行う体制、人員の状況などについて記載してください。なお、ツールや尺度等を用いて高齢者機能評価を実施している場合は、そのツール等も記載してください。		
	入院患者を対象にせん妄スクリーニング、認知機能評価、疼痛評価、嚥下機能評価、創傷・褥瘡リスク評価を実施し、アセスメントのうえ介入する体制を整えている。その他、緩和ケアチーム、認知症ケアチームなどの専門チームが横断的に介入し質の維持・向上に努めている。		

相談支援センターの相談件数と相談支援内容

記載の有無: 入力済 / 未入力あり **入力済**

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

期間: 令和5年1月1日～12月31日

※「自施設の患者・家族」とは、貴院で診療を受けている患者・家族、および以前に貴院で診療を受けた患者・家族のことをさしています。
「他施設の患者・家族」とは、貴院以外の医療機関で診療を受けている患者・家族、および以前に貴院以外の医療機関で診療を受けていた患者・家族のことをさしています。なお、自施設と他施設のいずれでも診療を受けている患者・家族については、「自施設の患者・家族」に含めてください。
※本設問は相談支援センターでの相談件数及び体制についてお伺いしております。

● 年間ののべ相談件数 **1418** 件

1. 相談件数(新規相談件数に限る)

	相談者	計
1	自施設の患者・家族	341
2	1以外の患者・家族・地域住民等	228
3	他の医療機関等の職員	64
	合計	633

● 年間ののべ相談件数の内容についてそれぞれ相談件数を記載してください。
・項目の番号については、厚生労働省研究費補助金「がん対策における進捗管理指標の策定と計測システムの確立に関する研究班」が作成した「相談記入シート」を参考にしていきます。
・1回の相談で複数の内容について相談された場合は、それぞれの項目に計上して構いません。なお、詳細なカウントの方法については「相談記入シート」をご参照ください。
https://ganjoho.jp/med_pro/consultation/support/registration_sheet.html

相談内容	件数	相談内容	件数
01.がんの治療	267	15.食事・服薬・入浴・運動・外出など	305
02.がんの検査	67	16.介護・看護・養育	31
03.症状・副作用・後遺症	407	17-1.社会生活(仕事・就労)	47
03-01. 03のうち妊孕性・生殖機能	4	17-2.社会生活(学業)	96
03-02. 03のうちアピアランス	128	18.医療費・生活費・社会保障制度	475
03-03. 03のうち晚期合併症	5	19.補完・代替医療	2
03-04. 03のうち長期フォローアップ	4	20.生きがい・価値観	202
04.セカンドオピニオン(一般)	36	21.不安・精神的苦痛	668
05.セカンドオピニオン(受け入れ)	64	22.告知	23
06.セカンドオピニオン(他へ紹介)	10	23.医療者との関係・コミュニケーション	268
07.治療実績	10	24.患者・家族間の関係・コミュニケーション	139
08.臨床試験・先進医療	9	25.友人・知人・職場との関係・コミュニケーション	48
09.受診方法	233	26.患者会・家族会(ピア情報)	53
10.転院	151	88.不明	1
11.医療機関の紹介	16	99.その他(下段に自由記載してください)	16
12.がん予防・検診	5		
13.在宅医療	218		
14.ホスピス・緩和ケア	113		

がん相談支援センターの問い合わせ窓口

記載の有無:入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

1	相談支援センターの名称	がん相談支援センター		
2	問い合わせ先電話番号	0263-33-8600	(内線)	3690 / 3753 / 3754
	WebサイトのURL	https://aizawahospital.jp/cancer_consultation_support/		
3	■対面相談の実施(実施/未実施)	実施		
	予約の要否(必要/不要)	不要		
4	■電話相談の実施(実施/未実施)	実施		
	電話番号	0263-33-8600		
	予約の要否(必要/不要)	不要		
	■FAX相談の実施(実施/未実施)	未実施		
	FAX番号			
	■電子メール相談の実施(実施/未実施)	実施		
	メールアドレス ※個人のメールアドレスは記載しないでください	b0133@ai-hosp.or.jp		
	■Web会議ツールを活用した遠隔相談の実施(実施/未実施)	実施		

がん相談支援センターの体制

記載の有無: 入力済 / 未入力あり 入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院
時期・期間: 令和6年9月1日時点

※様式4の回答と齟齬がないようにすること。
注1)「専従」および「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が、「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいう。
注2) 常勤とは、原則として病院で定めた勤務時間の全てを勤務する者をいう。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とし、その他は非常勤とする。

■ 国立がん研究センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」について（がん相談支援センター内の人数）

対象者	人数
国立がん研究センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)の修了者数	3
うち相談支援に携わる者の専任の人数(専任かつ専従でない者)(注1)	0
うち相談支援に携わる者の専従の人数(注1)	3
国立がん研究センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)および(2)のみの修了者数	0
うち相談支援に携わる者の専任の人数(専任かつ専従でない者)(注1)	0
うち相談支援に携わる者の専従の人数(注1)	0

■ 定期的な知識の更新のための研修等（がん相談支援センター内の人数）

対象者	人数
①がん相談支援センターに配置されている相談支援に携わる者のうち、国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員継続研修の受講もしくは「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)および(2)の再受講をした人数※	0
②相談支援に携わる者のうち、上記以外の研修を受講した人数	4
②の具体例	小児がん専門相談員研修、アピアランスケア研修、長野県スキルアップ研修

※がん相談支援センター相談員継続研修は令和5年度より廃止され、「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)(2)に統一されています。

■ がん相談支援センターの体制について

※以下の1～6に該当する人数は必ず記載すること。その他の体制についてはそれぞれ記載すること。
※専従・専任・その他については、当該の相談支援に携わる者が8割以上当該業務に従事している場合には専従、5割以上8割未満の場合には専任、5割未満の場合にはその他としてください。

	職種等	専従/専任/その他(注1)	人数	うち常勤の人数(注2)	両立支援コーディネーター研修を受講した人数
例	社会福祉士	専従	3	2	3
例	看護師	専任	2	1	2
1	社会福祉士	専従	1	1	1
2	社会福祉士	専任	0	0	0
3	社会福祉士	その他	0	0	0
4	精神保健福祉士	専従	0	0	0
5	精神保健福祉士	専任	0	0	0
6	精神保健福祉士	その他	0	0	0
7	看護師	専従	2	1	2
8	看護師	専任	0	0	0
9	看護師	その他	2	2	1
10	医療心理に携わる者	専従	0	0	0
11	医療心理に携わる者	専任	0	0	0
12	医療心理に携わる者	その他	0	0	0
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

23				
----	--	--	--	--

■がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問することができる体制

整備していると回答した場合、記載すること。整備していない場合は、「整備していない」と記入すること。

※必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む

がん患者及びその家族ががん相談支援センターを訪問できる体制に関する、具体的な取り組み状況を記入してください。

院内掲示(院内、診察室内)の充実、待合モニターへの投影、院外HPを活用した情報提供を行っている。その他、自施設でがんと診断された患者・家族へ、IC同席看護師より、国立がん研究センターがん情報サービス発行「がんと診断されたあなたに知って欲しいこと」の小冊子及び自施設がん相談支援センター案内リーフレットをお渡し、がん相談支援センターの周知を図り、いつでも相談にお越し頂ける体制を構築している。

■がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制

がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制に関する、具体的な取り組み状況を記入してください。

対面相談を行った相談者へ対し、アンケートを実施し、相談対応を評価・改善に取り組んでいる。(通年)
また、年に一度長野県がん相談情報連携部会において、1ヶ月の期間を定め全てのがん拠点・連携病院がアンケートを実施した結果を開示し、がん相談支援の傾向を把握し、話し合いの機会を設けている。

院内外のがん患者等からの相談に対応するための連携協力体制の状況

記載の有無:入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

●就労に関する連携協力体制

①専門家による相談会の開催回数

19	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)
社会保険労務士 産業保健総合支援センター両立支援促進員	(複数回答可)

②専門家の職種(例: 社労士、キャリアコンサルタント等を全て記載)

はい	(はい/いいえ)
がん相談支援センター	(複数回答可)
0	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)

●アピアランスケアに関する連携協力体制

アピアランスに関する相談を院内で対応している

院内でアピアランスケアに関する相談・支援を行っている部署

相談・支援の件数(がん相談支援センターでの件数は除く)

がん相談支援センター、乳腺外科	(複数回答可)
はい	(はい/いいえ)
いいえ	(はい/いいえ)

●がん患者の妊孕性温存に関する連携協力体制

①相談に対応している部署(例: がん相談支援センター、化学療法室等)

- ①-1意思決定支援に関わる医療従事者による相談を院内で実施している
①-2意思決定支援に関わる医療従事者による相談を院外に依頼している

0	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)
1	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)
いいえ	(はい/いいえ)
信州大学医学部附属病院、諏訪マタニティクリニック	(複数回答可)

②がん患者の妊孕性温存のための生殖医療

- ②-1がん患者の妊孕性温存のための生殖医療を専門とする自施設内の部門へ紹介した患者の人数
②-2がん患者の妊孕性温存のための生殖医療を専門とする他施設へ紹介した患者の人数

いいえ	(はい/いいえ)
いいえ	(複数回答可)
はい	(はい/いいえ)
いいえ	(はい/いいえ)
はい	(はい/いいえ)

③自治体のがん・生殖医療ネットワークを通じて、生殖医療を専門とする施設に紹介している

③-1紹介先施設名(複数回答可)

④他の自治体のがん・生殖医療ネットワークを通じて、生殖医療を専門とする施設に紹介している

④-1紹介先施設名(複数回答可)

⑤意思決定支援に関わる人材育成を実施している(「いいえ」の場合は⑤-1、⑤-2は「いいえ」を記入ください。)

- ⑤-1研修会を院内で実施している
⑤-2学会等の研修会への参加を励行している

いいえ	(はい/いいえ)
-----	----------

●がん患者の自殺リスクに対する体制

院内で自殺リスクに対する研修を開いている。

●患者サロン等の開催状況

①患者サロンの開催件数

0	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)
12	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)
12	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)
0	(期間: 令和5年1月1日～12月31日)

②患者会の開催件数

②-1患者会のうち、オンラインで開催した件数

③サポートグループが主催した研修の開催件数

●がん患者団体との連携協力体制

①連携協力しているがん患者団体数

1

②連携協力しているがん患者団体

※代表的ながん患者団体のみ記載してください。

※患者団体の参加対象者が特定の疾患に限られていない場合には、「すべてのがん」と記載してください。

※「紹介の可否」には、患者さんや家族から、その団体について問い合わせがあった際、具体的な紹介ができるかどうかについて記載してください。

	連携協力しているがん患者団体		具体的な連携協力の内容	紹介の可否
	団体名	参加対象者の疾患名		
例	〇〇〇〇〇会	造血管腫瘍	患者会と共同で、月1回、患者サロンを開催している。	可
例	〇〇〇〇〇会	乳がん	相談支援センターで、週1回、2名ずつ、ピアサポーターとして活動してもらっている。	可
例	〇〇〇〇〇会	すべてのがん	年4回開催している市民講演会の開催への協力、また、演者として参加してもらっている。	不可
1	おむすび	すべてのがん	相談支援センターで月1回、1名ピアサポーターとして対面相談の場を設けている。毎月開催している、がんサロンでも、がん相談員と共同し、司会進行を勤めて頂いている。	可
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

がんの診療に関連した専門外来の問い合わせ窓口

記載の有無: 入力済 / 未入力あり **入力済**

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

※ がん診療に関連した専門外来の「対象となる疾患名」の項目は、以下の表の疾患名を用いて記載してください。
表の中に、該当する病名がない場合は、その病名を直接記載してください。
また、すべてのがん種が対象となる場合は、「**すべてのがん**」と記載してください。

頭部／頸部	消化管	泌尿器	女性	その他
脳腫瘍 脊髄腫瘍 眼・眼窩腫瘍 口腔がん 咽頭がん・喉頭がん 甲状腺がん	食道がん 胃がん 小腸がん 大腸がん GIST	腎がん 尿路がん 膀胱がん 副腎腫瘍	子宮頸がん・子宮体がん 卵巣がん その他の女性生殖器がん	後腹膜・腹膜腫瘍 性腺外胚細胞腫瘍 原発不明がん
胸部	肝臓 ／胆道 ／膵臓	男性	皮膚／骨と軟部組織	小児
肺がん 乳がん 縦隔腫瘍 中皮腫	肝がん 胆道がん 膵がん	前立腺がん 精巣がん その他の男性 生殖器がん	皮膚腫瘍 悪性骨軟部腫瘍	小児脳腫瘍 小児の眼・眼窩腫瘍 小児悪性骨軟部腫瘍 その他の小児固形腫瘍 小児造血器腫瘍
			血液・リンパ	
			造血器腫瘍	

1. 【 ストーマ外来 】の問い合わせ窓口

1	ストーマ外来が設定されている (はい/いいえ)	はい
2	上記外来の名称	ストーマ外来
3	対象となるストーマの種類	結腸ストーマ
4	対象となる疾患名	大腸がん、小腸がん
5	他施設でがんの診療を受けている、または、診療を受けていた患者さんを受け入れている (はい/いいえ)	いいえ

2. 【 リンパ浮腫外来 】の問い合わせ窓口

1	リンパ浮腫外来が設定されている	はい	(はい/いいえ)	※リンパ浮腫の研修修了者とは、厚生労働省後援のがんのリハビリテーション研修におけるリンパ浮腫研修運営委員会が策定した、「専門的なリンパ浮腫研究に関する教育要綱」にそった研修(講義45時間以上)を修了した医療従事者のことをいう。
2	研修を修了した担当者が配置されている※	はい	(はい/いいえ)	
3	上記外来の名称	リンパ浮腫ケア外来		
4	対象となる疾患名	乳がん、大腸がん、前立腺がん等の治療に伴うリンパ浮腫		
5	リンパ浮腫の診療担当科	外科、形成外科		
6	リンパ浮腫の入院治療に対応している	対応している	(対応している/対応していない)	
7	他施設でがんの診療を受けている、または診療を受けていた患者さんを受け入れている (はい/いいえ)	はい		

3. 【 禁煙外来 】の問い合わせ窓口

1	禁煙外来が設定されている (はい/いいえ)	はい
2	上記外来の名称	禁煙外来
3	他施設でがんの診療を受けている、または診療を受けていた患者さんを受け入れている (はい/いいえ)	はい

4. 【 アスベスト外来 】の問い合わせ窓口

1	アスベスト外来が設定されている (はい/いいえ)	いいえ
2	上記外来の名称	

3	他施設でがんの診療を受けている、または診療を受けていた患者さんを受け入れている（はい/いいえ）	
---	---	--

5. 遺伝性腫瘍に関連した専門外来の問い合わせ窓口

1	遺伝性腫瘍外来が設定されている（はい/いいえ）	はい
2	上記外来の名称	遺伝子診療科
3	他施設でがんの診療を受けている、または診療を受けていた患者さんを受け入れている（はい/いいえ）	はい

6. 追加で記載を希望する外来について

1	追加で記載を希望する外来がある場合には、以下に疾患名等の情報を自由に記載してください。

院内がん登録部門の体制

記載の有無:入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

※院内がん登録業務に携わっているスタッフを記載してください。

注1)様式4の回答と齟齬がないようにすること。

注2)常勤とは原則として病院で定めた勤務時間の全てを勤務する者をいう。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とし、その他は非常勤とする。

注3)「専従」および「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が、「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいう。

	資格	診療情報管理業務の 経験年数 (年)	院内がん登録業務の 経験年数 (年)	常勤 /非常勤	院内がん登録業務 についての 専従/専任/その他	がん対策情報センターによる院内がん登録 実務 初級者研修会・中級者研修会の修了状況 研修会名・受講状況
例	診療情報管理士	4	2	常勤	専従(8割以上)	初級認定者(みなし含む)
例	なし	1	1	非常勤	専任(5割以上8割未満)	初級認定試験・受験なし
1	診療情報管理士	12	7	常勤	専従	中級認定者
2	診療情報管理士	9	7	常勤	専従	中級認定者
3	なし	0	3	常勤	専従	中級認定者
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

臨床試験・治験の実施状況および問い合わせ窓口

記載の有無: 入力済 / 未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

1. 臨床試験・治験の問い合わせ窓口

令和6年9月1日時点

1) 【臨床試験(治験を除く)】の問い合わせ窓口

■臨床試験に参加していない、地域の患者さんやご家族向けの問い合わせ窓口の有無について		担当している診療科が窓口となっている							
※臨床試験専用の窓がある場合に限り、以下の表に記載してください。									
問い合わせへ対応している方法に○をつけてください。		窓口		電話		FAX		電子メール	
窓口の名称									
1	上記の窓口の説明が掲載されているページの見出しとアドレス ※アドレスは、手入力せずにホームページからコピーしてください	見出し							
		アドレス							
	電話番号				(内線)				

■臨床試験に参加していない、地域の医療機関向けの問い合わせ窓口について		担当している診療科が窓口となっている							
※臨床試験専用の窓がある場合に限り、以下の表に記載してください。									
問い合わせへ対応している方法に○をつけてください。		窓口		電話		FAX		電子メール	
窓口の名称									
2	上記の窓口の説明が掲載されているページの見出しとアドレス ※アドレスは、手入力せずにホームページからコピーしてください	見出し							
		アドレス							
	電話番号				(内線)				

2) 【治験】の問い合わせ窓口

■治験に参加していない、地域の患者さんやご家族向けの問い合わせ窓口について		治験専用の窓口がある							
※治験専用の窓がある場合に限り、以下の表に記載してください。									
問い合わせへ対応している方法に○をつけてください。		窓口		電話	○	FAX	○	電子メール	○
窓口の名称		治験センター							
1	上記の窓口の説明が掲載されているページの見出しとアドレス ※アドレスは、手入力せずにホームページからコピーしてください	見出し	治験について						
		アドレス	https://aizawahospital.jp/clinical_research3/						
	電話番号		0263-33-8600		(内線)	4286			

■治験に参加していない、地域の医療機関向けの問い合わせ窓口について		治験専用の窓口がある							
※治験専用の窓がある場合に限り、以下の表に記載してください。									
問い合わせへ対応している方法に○をつけてください。		窓口		電話	○	FAX	○	電子メール	○
窓口の名称		治験センター							
2	上記の窓口の説明が掲載されているページの見出しとアドレス ※アドレスは、手入力せずにホームページからコピーしてください	見出し	治験について						
		アドレス	https://aizawahospital.jp/clinical_research3/						
	電話番号		0263-33-8600		(内線)	4286			

院内のチーム医療の提供体制

記載の有無:入力済／未入力あり **入力済**

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院
令和6年9月1日時点

1	院内に緩和ケアチームが設置されている。 (がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して行っており、緩和ケアに関する診療報酬の項目が算定できる体制であること。)	はい
2	院内に口腔ケアチームが設置されている。 (周術期等口腔機能管理に関する項目が算定できる体制であること。)	はい
3	院内に栄養サポートチームが設置されている。 (診療報酬の栄養サポートチーム加算が算定できる体制であること。)	はい
4	院内に感染防止対策チーム(感染制御チーム)が設置されている。 (感染対策に関する診療報酬の項目が算定できる体制であること。)	はい
5	院内に摂食嚥下支援チームが設置されている。 (診療報酬の摂食嚥下機能回復体制加算等が算定できる体制であること。)	はい
6	院内にリハビリテーションチームが設置されている。 (診療報酬のがん患者リハビリテーション料が算定できる体制であること。)	はい
7	院内に排尿ケアチームが設置されている。 (診療報酬の外来排尿自立指導料が算定できる体制であること。)	はい
8	院内に精神科リエゾンチームが設置されている。 (診療報酬の精神科リエゾンチーム加算が算定できる体制であること。)	はい

医療安全管理等の体制について

記載の有無: 入力済／未入力あり

入力済

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

①ー1 医療安全管理部門が配置されている。 はい (はい/いいえ)

①ー2 医療安全管理部門がある場合に、そのメンバーについて記載してください。(①ー1が”はい”の場合のみ、①ー2に回答してください。)

注1) 研修医は除いてください。

注2) 常勤とは、原則として病院で定めた勤務時間の全てを勤務する者をいう。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とし、その他は非常勤とする。

注3) 「専従」および「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいいます。

注4) 「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」(平成19年3月30日付け医政発0330019号厚生労働省医政局長通知及び薬食発第0330009号厚生労働省医薬食品局長通知)に基づく研修を想定しています。

		職種(注1)	常勤 /非常勤(注2)	専従/専任 /その他(注3)	医療安全に関する研修の受講状況(注4)		
					受講した研修名	研修主催者名	修了日
1	部門長	医師	常勤	その他(5割未満)	医療安全管理者養成講習会	日本病院会	2019年12月18日
2		薬剤師	常勤	専従(8割以上)	医療安全管理者養成講習会	日本病院会	2023年6月17日
3		看護師	常勤	専従(8割以上)	医療安全管理者養成講習会	看護協会	2021年12月9日
4		その他	常勤	専従(8割以上)			
5		看護師	常勤	その他(5割未満)	医療安全管理者養成講習会	日本病院会	2023年6月17日
6		薬剤師	常勤	その他(5割未満)	医療安全管理者養成講習会	日本病院会	2021年6月19日
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

② 第三者による評価に関する状況について記載してください。
要件充足としては、JCI、ISO9001、日本医療機能評価機構 病院機能評価のみ該当と整理している。
第三者による評価を受けていない場合は、「受審なし」と記入ください。また、最終評価日は最終受審年月日(初日のみで構いません)を記入ください。

	活用した第三者評価	最終評価日	有効期間 (定められている場合のみ記)
例	JCI	平成31年〇月〇〇日	令和7年〇月〇〇日
例	ISO9001	令和2年〇月〇〇日	令和7年〇月〇〇日
例	日本医療機能評価機構 病院機能評価	平成30年〇月〇〇日	令和7年〇月〇〇日
1	日本医療機能評価機構病院機能評価	令和6年1月25日	令和11年1月24日
2	外国人患者受入れ医療機関認証制度(Ver. 3)	令和6年8月5日	令和9年9月20日
3	日本医療機能評価機構病院機能評価(高度専門機能、救急・災害)	令和4年8月19日	令和8年5月5日
4			
5			

緩和ケアセンターのメンバー（医師および医師以外の診療従事者）

記載の有無：入力済／未入力あり

入力済

病院名：社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間：令和6年9月1日時点

緩和ケアセンターのメンバーについて記載してください。なお、別紙8緩和ケアチームのメンバーを含めて記載して構いません。

※様式4の回答と齟齬がないように記載してください。

注1) 研修医は除いてください。

注2) 常勤とは、原則として病院で定めた勤務時間の全てを勤務する者をいう。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とし、その他は非常勤とする。

注3) 「専従」および「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいいます。

注4) ジェネラルマネージャーは、緩和ケアセンターの機能を管理・調整する常勤・専従、かつ院内において管理的立場の看護師であること。

注5) 相談支援に携わる者については、相談支援センターの相談支援に携わる者との兼任および、相談支援センター内にて当該業務に従事することを可とする。ただし、この場合の専任とは、緩和ケアセンターにおける相談支援業務を中心となって担当していればよく、その就業時間の5割以上を緩和ケアセンターにおける相談支援業務に従事していることは求めない。

1. 緩和ケアセンターが設定されている（はい/いいえ）

いいえ

2. 緩和ケアセンターの医師について（注1）

	役割	人数	診療科の内訳
例	身体症状の緩和に携わる医師	3	麻酔科2名（※内1名は緩和ケアセンター長）、消化器外科1名
	身体症状の緩和に携わる医師		
	精神症状の緩和に携わる医師		

※都道府県がん診療連携拠点病院は、1名以上配置必須

※都道府県がん診療連携拠点病院は、1名以上配置必須

3. 緩和ケアセンターの看護師について（ジェネラルマネージャーおよび専門資格を有する者のみ記載してください。）

	センターでの役割	常勤/ 非常勤（注2）	専従/専任 /その他（注3）	専門資格 （がん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師等）
1	ジェネラルマネージャー（注4）	常勤	専従（8割以上）	
2	ジェネラルマネージャーではない看護師	常勤	専従（8割以上）	
3	ジェネラルマネージャーではない看護師	常勤	専従（8割以上）	
4	ジェネラルマネージャーではない看護師			
5	ジェネラルマネージャーではない看護師			
6	ジェネラルマネージャーではない看護師			
7	ジェネラルマネージャーではない看護師			

※都道府県がん診療連携拠点病院は、1名以上配置必須

※都道府県がん診療連携拠点病院は、2名以上配置必須

4. 薬剤師について

	センターでの役割	常勤/ 非常勤（注2）	専従/専任 /その他（注3）	専門資格 （がん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師、緩和薬物療法認定薬剤師等）
1	薬剤師			
2	薬剤師			
3	薬剤師			

※都道府県がん診療連携拠点病院は、1名以上配置必須

5. 専任の緩和ケアセンターにおける相談支援業務に携わる者について（注5）

	センターでの役割	常勤/ 非常勤（注2）	専従/専任 /その他（注3）	専門資格
1	専任の緩和ケアセンターにおける相談支援業務に携わる者		専任	
2	専任の緩和ケアセンターにおける相談支援業務に携わる者			
3	専任の緩和ケアセンターにおける相談支援業務に携わる者			

※都道府県がん診療連携拠点病院は、1名以上配置必須

6. 緩和ケアセンターの医師・看護師・薬剤師・専任の緩和ケアセンターにおける相談支援業務に携わる者以外の診療従事者について

	職種	常勤/ 非常勤(注2)	専従/専任 /その他(注3)	専門資格(取得している場合)
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

特定のがん種に対する集学的治療提供体制について

記載の有無: 入力済／未入力あり／不要

不要

特定領域がん診療連携拠点病院が記入

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

期間: 令和5年1月1日～12月31日

特定のがん種に対する集学的治療提供体制について、都道府県内で最も多くの患者を診療していることを明記し、必要に応じ図等を用いわかりやすく説明してください。

このシートのほかに資料がある場合は、**ファイル名の頭に別紙22を付けた**電子ファイル、別添資料を提出すること。

別添資料の提出有無 (あり／なし)

ファイル形式 (ワード／エクセル／パワーポイント／その他)

その他の場合ファイル形式を記載してください。

特定のがん種	
年間新入院患者数	人
年間新入院当該がん患者数	人
年間新入院患者数に占める当該がん患者の割合	%
年間外来当該がん患者のべ数	人
年間院内死亡当該がん患者数	人
当該がんに係る年間の手術件数	件
当該がんに対する年間の化学療法件数	件
※経口、静注または皮下注射による全身投与を対象とし、件数については1レジメンあたりを1件として計上する。	
当該がんに係る年間の放射線治療件数	件
※複数部位照射する場合でも、一連の治療計画であれば1件として計上する。	

特定のがん種	
年間新入院患者数	人
年間新入院当該がん患者数	人
年間新入院患者数に占める当該がん患者の割合	%
年間外来当該がん患者のべ数	人
年間院内死亡当該がん患者数	人
当該がんに係る年間の手術件数	件
当該がんに対する年間の化学療法件数	件
※経口、静注または皮下注射による全身投与を対象とし、件数については1レジメンあたりを1件として計上する。	
当該がんに係る年間の放射線治療件数	件
※複数部位照射する場合でも、一連の治療計画であれば1件として計上する。	

特定のがん種	
年間新入院患者数	人
年間新入院当該がん患者数	人
年間新入院患者数に占める当該がん患者の割合	%
年間外来当該がん患者のべ数	人
年間院内死亡当該がん患者数	人
当該がんに係る年間の手術件数	件
当該がんに対する年間の化学療法件数	件
※経口、静注または皮下注射による全身投与を対象とし、件数については1レジメンあたりを1件として計上する。	
当該がんに係る年間の放射線治療件数	件
※複数部位照射する場合でも、一連の治療計画であれば1件として計上する。	

がん診療連携拠点病院等との連携診療体制について

記載の有無:入力済／未入力あり／不要

不要

特定領域がん診療連携拠点病院が記入

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和6年9月1日時点

緊急な治療が必要な患者や合併症を持ち高度な周術期管理が必要な患者に対するがん診療連携拠点病院等と連携による診療体制について、必要に応じ図等を用いわかりやすく説明してください。

このシートに貼付することが難しい場合、**ファイル名の頭に別紙23を付けた**電子ファイル、別添資料を提出すること。

別添資料の提出有無 ☐ (あり／なし)

ファイル形式 ☐ (ワード／エクセル／パワーポイント／その他)

その他の場合ファイル形式を記載してください。

【緊急な治療が必要な患者や合併症を持ち高度な周術期管理が必要な患者に対するがん診療連携拠点病院等と連携による診療体制】

特定領域がん診療連携拠点病院の人材交流について

記載の有無:入力済／未入力あり／不要 不要

特定領域がん診療連携拠点病院が記入

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和5年1月1日～12月31日

※他の拠点病院等との人材交流計画について記載してください。
 ※個人名やPHSの番号が記載されていないことをご確認ください。

	受入／派遣	期間	職種	(受入元／派遣先)医療機関名	専門分野
例	受入	令和5年4月1日～9月30日	看護師	XX病院	がん看護認定看護師
例	派遣	令和5年10月1日～12月31日	医師	YY病院	上部消化器外科
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

グループ指定の状況

記載の有無: 入力済 / 未入力あり / 不要

不要

地域がん診療病院が記入

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

■グループ指定のがん診療連携拠点病院との定期的なカンファレンスの開催実施件数

期間: 令和5年1月1日～12月31日

■グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携と役割分担の状況

時期: 令和6年9月1日時点

	がん医療圏名	医療機関名	連携内容(がんの種類と役割分担)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

グループ間の人材交流計画について

記載の有無: 入力済／未入力あり／不要

不要

地域がん診療病院が記入

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

時期・期間: 令和5年1月1日～12月31日

※グループ指定施設間での人材交流計画について記載してください。

※個人名やPHSの番号が記載されていないことをご確認ください。

	受入／派遣	期間	(受入元／派遣先)医療機関名	専門分野
例	受入	令和5年4月1日～9月30日	XX病院	消化器外科
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

グループ指定の状況

がん診療連携拠点病院が記入

記載の有無:入力済／未入力あり／不要

不要

病院名: 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

■グループ指定を受ける地域がん診療病院との連携と役割分担の状況

時期・期間: 令和6年9月1日時点

	がん医療圏名	医療機関名	連携内容(がんの種類と役割分担)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

都道府県協議会の内容

記載の有無：入力済／未入力あり／不要 不要

病院名：社会医療法人財団慈恵会 相澤病院

時期・期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

都道府県がん診療連携拠点病院が記入

※同一都道府県に複数の都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている場合は、都道府県内で回答内容に齟齬が生じないよう

●令和5年度に開催した都道府県協議会について記載してください。

- (1) 患者本位のがん医療を実現する等の観点から、当該都道府県における対策を強力に推進するための議論を行った。
- (2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のために、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すべく、以下の議論を行った。
- ① 地域の実状に応じて、医療機関間の連携が必要な医療等について、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知した。
- ② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定した。
- ③ 都道府県内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行った。
- ④ 各都道府県とも連携し、Quality Indicatorを積極的に利用するなど、都道府県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行した。
- ⑤ 院内がん登録実務者の支援を含めて都道府県内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組んだ。
- ⑥ 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い、拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備した。
- ⑦ 当該都道府県における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行った。
- ⑧ 整備指針Ⅱの4の(3)に基づき当該都道府県における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成している。
- ⑨ 当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報している。
- ⑩ 国協議会との体系的な連携体制を構築している。
- ⑪ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に都道府県内で共有・実践される体制を整備している。
- ⑫ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、当該都道府県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行った。
- ⑬ 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組んでいる。

都道府県レベルで役割分担すべき項目(※)について議論した。

【参考】

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日に開催した都道府県協議会の参加者について
- 同一都道府県内の全ての拠点病院等が参加した
- 都道府県庁等の行政の参加があった
- 拠点病院等以外の地域のがん診療を行う者の参加があった
- 小児がん診療の立場から、小児がん拠点病院等(小児がん拠点病院、小児がん連携病院)の参加があった
- がん患者・経験者やその家族や患者団体等の意見を代表する者の参加があった

- 都道府県協議会の広報体制について
- 都道府県協議会についてわかりやすく広報を行うためのWebサイトがある。
- Webサイトや、冊子等で、都道府県協議会で議論された内容を広報している。

WebサイトのURL

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日に開催した都道府県協議会での議論の内容について
- 都道府県協議会の議題や議事録等、議論の内容がわかる資料を提出すること。(ファイル名の頭に別紙28を付けること)

(※)都道府県レベルで役割分担すべき項目は以下である。

- 以下の例のうち、都道府県協議会での議論の有無について
- ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法
- イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法
- ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療(IVR)
- エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急 緩和放射線治療等の緩和医療
- オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制
- カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制
- キ AYA世代のがんの支援体制
- ク がん・生殖医療(別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。)
- ケ がんゲノム医療